

風俗営業許可申請（個人）

- **許可申請書【別記様式第2号】** その1、その2 (A) (B) (C)、その3 1通
- **営業の方法を記載した書類【別記様式第3号】** その1、その2 (A) (B) (C) 1通
- **営業所の使用について権限を有することを疎明する書類** 1通
 - ◇ 他人の物件を使用する場合～賃貸借契約書、使用承諾書等
 - ◇ 住所地以外で自己名義の物件を使用する場合～登記簿謄本
- **営業所の平面図及び営業所の周囲の略図** 1通
(平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
(周囲の略図～市販の地図等使用可)
- **住民票の写し（本籍が記載されたもの）** 1通
(外国人の場合、国籍が記載されたもの)
- **誓約書**（法第4条第1項第1号から第10号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1通
- **身分証明書（外国人は不要）** 1通
 - ◇ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所に確認する
- **選任する「管理者」に係る次の書類**
(営業者と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面 1通
 - ② 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）が記載されたもの） 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要） 1通
 - ④ 誓約書（法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1通
 - ⑤ 管理者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- **申請手数料 山口県収入証紙 24,000円**

風俗営業許可申請（法人）

- **許可申請書【別記様式第2号】** その1、その2 (A) (B) (C)、その3 1通
- **営業の方法を記載した書類【別記様式第3号】** その1、その2 (A) (B) (C) 1通
- **営業所の使用について権限を有することを疎明する書類** 1通
 - ◇ 他人の物件を使用する場合～賃貸借契約書、使用承諾書等
 - ◇ 住所地以外で自己名義の物件を使用する場合～登記簿謄本
- **営業所の平面図及び営業所の周囲の略図** 1通
(平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
(周囲の略図～市販の地図等使用可)
- **定款及び登記事項証明書** (会社の登記状況)
- **法人の役員に係る次の書類**
 - ① 住民票の写し (本籍が記載されたもの) 1通
(外国人の場合、国籍が記載されたもの)
 - ② 誓約書 (法第4条第1項第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面) 1通
 - ③ 身分証明書 (外国人は不要) 1通
 - ◇ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所に確認する
- **選任する「管理者」に係る次の書類**
(役員と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面 1通
 - ② 住民票の写し (本籍 (外国人は国籍) が記載されたもの) 1通
 - ③ 身分証明書 (外国人は不要) 1通
 - ④ 誓約書 (法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面) 1通
 - ⑤ 管理者の写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- **申請手数料 山口県収入証紙 24,000円**

特定遊興飲食店営業許可申請（個人）

- **許可申請書【別記様式第40号】** その1、その2 1通
- **営業の方法を記載した書類【別記様式第41号】** 1通
- **営業所の使用について権限を有することを疎明する書類** 1通
 - ◇ 他人の物件を使用する場合～賃貸借契約書、使用承諾書等
 - ◇ 住所地以外で自己名義の物件を使用する場合～登記簿謄本
- **営業所の平面図及び営業所の周囲の略図** 1通
(平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
(周囲の略図～市販の地図等使用可)
- **住民票の写し（本籍が記載されたもの）** 1通
(外国人の場合、国籍が記載されたもの)
- **誓約書**（法第4条第1項第1号から第10号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1通
- **身分証明書（外国人は不要）** 1通
 - ◇ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所に確認する
- **選任する「管理者」に係る次の書類**
(営業者と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面 1通
 - ② 住民票の写し（本籍（外国人は国籍）が記載されたもの） 1通
 - ③ 身分証明書（外国人は不要） 1通
 - ④ 誓約書（法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面） 1通
 - ⑤ 管理者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- **申請手数料 山口県収入証紙 24,000円**

特定遊興飲食店営業許可申請（法人）

- **許可申請書【別記様式第40号】** その1、その2 1通
- **営業の方法を記載した書類【別記様式第41号】** 1通
- **営業所の使用について権限を有することを疎明する書類** 1通
 - ◇ 他人の物件を使用する場合～賃貸借契約書、使用承諾書等
 - ◇ 住所地以外で自己名義の物件を使用する場合～登記簿謄本
- **営業所の平面図及び営業所の周囲の略図** 1通
(平面図～照明設備、音響設備、防音設備、家具類の配置状況を記載)
(周囲の略図～市販の地図等使用可)
- **定款及び登記事項証明書** (会社の登記状況)
- **法人の役員に係る次の書類**
 - ① 住民票の写し (本籍が記載されたもの) 1通
(外国人の場合、国籍が記載されたもの)
 - ② 誓約書 (法第4条第1項第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面) 1通
 - ③ 身分証明書 (外国人は不要) 1通
 - ◇ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明した書類
 - ◇ 本籍地を管轄する市役所、役場で発行
 - ・ 請求方法は市役所に確認する
- **選任する「管理者」に係る次の書類**
(役員と管理者が同一であれば②③は省略可)
 - ① 誠実に業務を行うことを誓約する書面 1通
 - ② 住民票の写し (本籍 (外国人は国籍) が記載されたもの) 1通
 - ③ 身分証明書 (外国人は不要) 1通
 - ④ 誓約書 (法第24条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面) 1通
 - ⑤ 管理者の写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- **申請手数料 山口県収入証紙 24,000円**